

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税1）
② 上記以外の税目		—	
3	要望区分等の別		【新設】 拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）について、令和8年4月1日から令和18年3月31日（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号）第27条第2項で定める保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限）までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額から政府の出資の金額を控除する特例措置の新設を要望するもの。 《関係条項》 —
5	担当部局		総務省国際戦略局国際戦略課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：令和8年度～令和17年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		令和8年度～令和17年度（機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限まで）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構を活用し、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。 具体的には、「経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）」において、「我が国のデジタル関連サービス全般の海外展開を促進し、デジタル関連収支の改善を目指す。」とされていること等を踏まえ、今般の租税特別措置により機構の税負担を軽減し、機構によるデジタルインフラ・サービスの海外展開支援を強化することにより、デジタル分野における国際収支の改善を通じた我が国経済の持続的な成長に寄与する。 《政策目的の根拠》 ■ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号）

			■ 経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和7年6月13日閣議決定) ■ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版(令和7年6月13日閣議決定) ■ インフラシステム海外展開戦略 2030(令和6年12月24日経協インフラ戦略会議決定) ■ DX・イノベーション加速化プラン 2030(令和7年5月23日総務省策定) ■ デジタル海外展開総合戦略 2030(令和7年6月11日総務省策定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	令和8年度概算要求における政策評価体系図 V. 情報通信 (ICT 政策) 6. ICT 分野における国際戦略の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	令和12年度までに、累積支援決定件数62件を目標とする。 なお、機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限は令和17年度とされており、通常、支援案件の資金回収には最短でも5年程度かかることから、令和13年度以降の支援決定件数は0件となる見込みである。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	海外で通信・放送・郵便事業を行うに当たっては、一般的なビジネスリスクに加えて、規制分野であるが故の政治リスク(相手国の急な法制変更等)等の特有のリスクが存在するため、民間金融からの資金が集まりにくい等の課題がある。 このような課題に対応するため、機構の累積支援決定件数を積み上げることにより、機構による長期リスクマネーの供給や相手国政府等との交渉等を通じて、より多くの幅広い我が国事業者の海外展開を後押しすることが可能となり、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することができる。
10	有効性等	① 適用数	適用数: 機構1件のみ(令和17年度まで) 【算定根拠】 機構にのみ適用される特例措置であるため。
		② 適用額	適用額: 232,427 百万円(令和8年度(令和8年度末における機構の法人事業税の資本割に係る課税標準額の見込値)) 【算定根拠】 適用額となる令和8年度末における機構の法人事業税の資本割に係る課税標準額である資本金等の額(資本金及び資本準備金の額)の見込値について、次のとおり計算。 ① 機構の令和6年度末における資本金等の額: 114,427 百万円 ② 機構の令和7年度財政投融资計画に基づく産業投資による政府からの出資見込額: 50,000 百万円 ③ 令和8年度財政投融资計画における産業投資の要求額: 68,000 百万円 適用額: ①+②+③=232,427 百万円 機構に対して新たに出資が行われた場合、当該出資の額が資本金等の額に加算されるため、令和9年度以降の適用額は令和8年度と同等以上となる。
		③ 減収額	減収額: 860 百万円(令和8年度)

		【算定根拠】 令和8年度の減収額を次のとおり推計。 ・令和8年度:860 百万円 ① 特例措置適用前 (100,000 百万円+132,427 百万円×1/2(※1))×税率 0.525%(※2)=873 百万円 ※1 法人事業税の資本割に係る課税標準額のうち、100,000 百万円を超える分については資本割の課税標準額が 1/2 に圧縮されるため(地方税法第 72 条の 21 第7項)。 ※2 機構の所在地である東京都の税率。 ② 特例措置適用後 資本金等の額 2,385 百万円(※3)×税率 0.525%=13 百万円 ※3 令和6年度末時点における機構の資本金等の額のうち、政府の出資の金額を控除した金額。 出典:総務省 HP(総務省 国際分野での協調・協力、ICT 国際展開 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)) ③ 減収額 ①－②=860 百万円 機構に対して新たに産業投資として政府からの出資が行われた場合、当該出資の額が資本金等の額から控除されるため、令和9年度以降の減収額は令和8年度と同等以上となる。												
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ・政策目的(9①)の達成状況 <table><tr><td>年度</td><td>令和2</td><td>令和3</td><td>令和4</td><td>令和5</td><td>令和6</td></tr><tr><td>日本企業が海外に行う ICT 事業等への投資額※(億円)</td><td>713</td><td>717</td><td>857</td><td>931</td><td>1,159</td></tr></table> ※「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において、機構の政策目的の達成状況を評価するための指標として設定しているもの。 ・租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況 下の令和 12 年度に向けた累積支援件数の推移目標の表で併せて記載。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ■ 内閣官房 HP(官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会)	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	日本企業が海外に行う ICT 事業等への投資額※(億円)	713	717	857	931	1,159
年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6									
日本企業が海外に行う ICT 事業等への投資額※(億円)	713	717	857	931	1,159									

		《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和6年度における支援決定件数は5件だったところ、別紙の計算式のとおり、本特例措置の直接的効果として、1年あたりの支援決定件数を2件増加させることができる、すなわち、本特例措置適用後は1年あたりの支援決定件数を7件に拡大できると推計。 令和12年度に向けた累積支援件数の推移目標は以下のとおり。なお、令和6年度までは実績値、令和7年度は令和6年度と同じく支援決定件数5件として推計した値である。 <table><tr><td>年度</td><td>令和2</td><td>令和3</td><td>令和4</td><td>令和5</td><td>令和6</td></tr><tr><td>累積支援決定件数(実績値)</td><td>8</td><td>9</td><td>14</td><td>17</td><td>22</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>令和7</td><td>令和8</td><td>令和9</td><td>令和10</td><td>令和11</td><td>令和12</td></tr><tr><td>累積支援決定件数(推計値)</td><td>27</td><td>34</td><td>41</td><td>48</td><td>55</td><td>62</td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ■ 総務省 HP(総務省 国際分野での協調・協力、ICT 国際展開 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)) 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 機構にのみ適用される特例措置であるため、適用数が1件となっている。	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	累積支援決定件数(実績値)	8	9	14	17	22	年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	累積支援決定件数(推計値)	27	34	41	48	55	62
年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6																							
累積支援決定件数(実績値)	8	9	14	17	22																							
年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12																						
累積支援決定件数(推計値)	27	34	41	48	55	62																						
	⑤	税込減を是認する理由等	本特例措置を講ずることにより、10④で述べたとおり機構の1年あたりの支援決定件数を2件増加させることが可能である。これは産業投資のために政府から受けた出資が租税公課として流出せず、政策目的を最大化することにつながる。																									
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置を講ずることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減税され、賃借対照表における純資産の部の利益剰余金が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に補助金等で手当てするよりも執行コストが少なく妥当である。 なお、機構と類似の官民ファンド(株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構及び株式会社脱炭素化支援機構)では、既に同様の特例措置を受けている。																								
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的である他の措置はない。																								
		③	地方公共団体が協力する相当性	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準(平成27年総務省告示第412号)においては、対象事業全般について機構が従うべき事項として「ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者への支援にも配慮すること。」と規定されている。これまでも機構が支援した事業を通じて、我が国事業者の海外展開とともに地域経済の活性化に																								

			貢献している実例が積み上がってきている。 本特例措置を講ずることにより、10④で述べたとおり機構の1年あたりの支援決定件数を2件増加させることが可能であり、これにより地域経済の活性化への更なる貢献が可能である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

(別紙) 特例措置の直接的効果 計算式

(単位: 百万円)

★令和6年度末時点の現況 出典・計算方法

販売費及び一般管理費	1,614	機構の令和6年度損益計算書
うち法人事業税の資本割	563	機構の令和6年度末の貸借対照表における資本金等の額(資本金及び資本準備金の額)114,427百万円から、以下のとおり計算。 (100,000百万円+14,427百万円×1/2(※1))×税率0.525%(※2)=563百万円
うちそれ以外(人件費、デューディリジェンス費等)	1,051	1,614－563

※1 法人事業税の資本割に係る課税標準額のうち、100,000百万円を超える分については資本割の課税標準額が1/2に圧縮されるため(地方税法第72条の21第7項)。

※2 機構の所在地である東京都の税率。

★仮に令和6年度に特例措置が適用されていた場合の状況

販売費及び一般管理費	1,614	機構の令和6年度損益計算書
うち法人事業税の資本割	13	機構の資本金等の額2,385百万円(※3)×税率0.525%=13百万円
うちそれ以外(人件費、デューディリジェンス費等)	1,601	1,614－13

※3 令和6年度末時点における機構の資本金等の額のうち、政府から出資された金額を控除した金額。

出典: 総務省HP(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/jict/index.html)

★特例措置の直接的効果

仮に令和6年度に特例措置が適用されていた場合の減税効果は563－13=550百万円となっており、令和6年度の販売及び一般管理費1,614百万円における減税分とそれ以外の比率は約1:2である。

販売費及び一般管理費は人件費やデューディリジェンス費等の機構の業務運営に必要な費用であり、仮に特例措置が適用された場合、減収分をそれ以外の機構の業務運営に必要な費用に充てることで、機構が現在行っている業務の規模を約1.5倍に拡大できると推計できる。その結果、令和6年度における支援決定件数は5件だったところ、特例措置による直接的効果として1年あたりの支援決定件数を2件増加させ、特例措置適用後は1年あたりの支援決定件数を7件に拡大することができると推計できる。

なお、機構が支援を行う原資となる産業投資については、支援のために必要な額をその都度、政府から調達するキャピタルコール方式となっているところ、令和6年度の計画値36,000百万円に対し実際に調達した値は25,000百万円となっており、計画値の満額まで調達できていない状況であることから、産業投資額は支援決定件数を現状より増やすことのできない制約要因とはなっていないと考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 4・地方税 5 (自動連動)) (法人税: 義、法人住民税: 義、法人事業税: 義)
		② 上記以外の税目	(国税 4・地方税 5 (自動連動)) (所得税: 外、個人住民税: 外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。
			《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28)
5	担当部局		総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和元年度～令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月末まで) 平成 20 年度 2 年間の延長 (平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長 (平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長 (平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長 (平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (平成 30 年 3 月末まで) 平成 30 年度 2 年間の延長 (令和 2 年 3 月末まで) 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延

			長（令和 4 年 3 月末まで） 令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末） 令和 6 年度 対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものを除外したうえで 2 年間の延長（令和 8 年 3 月末）
8	適用又は延長期間		令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、昨今の物価高、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 30%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図る。
10	有効性等	① 適用数	令和元年度 586,013 件 令和 2 年度 643,069 件 令和 3 年度 665,130 件 令和 4 年度 653,853 件 令和 5 年度 657,215 件

		令和 6 年度 681,532 件（推計） 令和 7 年度 706,749 件（推計） 令和 8 年度 732,898 件（推計） 令和 9 年度 760,016 件（推計） ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。 【算定根拠】 令和元年度～令和 5 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より引用。 ※令和 6 年度～令和 9 年度は平成 29 年度～令和 5 年度の適用件数実績から平均伸び率を算出し、試算。																																								
②	適用額	令和元年度 3,415 億円 令和 2 年度 3,607 億円 令和 3 年度 3,751 億円 令和 4 年度 3,636 億円 令和 5 年度 3,728 億円 令和 6 年度 3,862 億円（推計） 令和 7 年度 4,005 億円（推計） 令和 8 年度 4,153 億円（推計） 令和 9 年度 4,307 億円（推計） ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。 【算定根拠】 令和元年度～令和 5 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より引用。 ※令和 6 年度～令和 9 年度は平成 29 年度～令和 5 年度の適用額実績から平均伸び率を算出し、試算。																																								
③	減収額	<table><tr><th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th><th>法人事業税</th></tr><tr><td>R1</td><td>325</td><td>23</td><td>134</td></tr><tr><td>R2</td><td>316</td><td>22</td><td>131</td></tr><tr><td>R3</td><td>342</td><td>24</td><td>141</td></tr><tr><td>R4</td><td>337</td><td>24</td><td>139</td></tr><tr><td>R5</td><td>349</td><td>24</td><td>144</td></tr><tr><td>R6</td><td>362</td><td>25</td><td>150</td></tr><tr><td>R7</td><td>375</td><td>26</td><td>155</td></tr><tr><td>R8</td><td>389</td><td>27</td><td>161</td></tr><tr><td>R9</td><td>404</td><td>28</td><td>167</td></tr></table> 単位：億円	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	R1	325	23	134	R2	316	22	131	R3	342	24	141	R4	337	24	139	R5	349	24	144	R6	362	25	150	R7	375	26	155	R8	389	27	161	R9	404	28	167
年度	法人税	法人住民税	法人事業税																																							
R1	325	23	134																																							
R2	316	22	131																																							
R3	342	24	141																																							
R4	337	24	139																																							
R5	349	24	144																																							
R6	362	25	150																																							
R7	375	26	155																																							
R8	389	27	161																																							
R9	404	28	167																																							

		※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
		【算定根拠】 令和元年度～令和５年度の法人税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）を基に財務省試算。 ※令和６年度～令和９年度は平成２９年度～令和５年度の適用件数実績から平均伸び率を算出し、試算。 法人住民税、法人事業税は法人税から試算。
④	効果	《政策目的（９①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（９③）の実現状況》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が３０％程度、それ以外の企業における当該比率が１６％程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が２０％以下の水準に到達することを目指す。 売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金１億円未満の企業）の比率 令和元年度 28.5% 令和２年度 29.7% 令和３年度 29.7% 令和４年度 29.8% 令和５年度 29.5% （参考）資本金１億円以上の企業における当該比率の状況 令和元年度 16.0% 令和２年度 16.9% 令和３年度 16.5% 令和４年度 15.5% 令和５年度 16.0% （出典）財務省「法人企業統計調査（年次別）」より試算 《租税特別措置等により達成しようとする目標（９③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。 《適用数（１０①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

		⑤ 税収減を是認する理由等	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るためのほかの支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の 7 割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 5 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義、所得税：外) (国税5) (法人住民税：義) (地方税6)
② 上記以外の税目			
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。 《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる民間研究開発投資を促す仕組みとする。 科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、イノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットINGな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。 ○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続きの合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（3年間延長（令和10年度末まで）） ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長（3年間延長（令和10年度末まで））

		○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証書類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ 等 《関係条項》 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条、第 42 条の 4
5	担当部局	総務省国際戦略局技術政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 7 年 8 月 分析対象期間：令和 4 年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和 60 年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度：平成 5 年度創設 ・総額型：平成 15 年度創設 ・高水準型：平成 20 年度創設 ・平成 27 年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる（総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）5%（ともに適用期限の定めなし））とともに、オープンイノベーション型の控除率（12%から 20%又は 30%）及び対象費用（中小企業からの知財権の使用料）を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成 29 年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し（第 4 次産業革命型のサービスの開発を追加）、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の 5%から 10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで） ・令和 3 年度改正にて、一般型（総額型から改名）の控除上限を 25%から 30%に引き上げるとともに、一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部

			化法人及び人文系の研究機関を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで） ・令和5年度改正にて、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。ビッグデータやAI等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで） ・令和6年度改正にて、試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。
8	適用又は延長期間		○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続きの合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○中小企業者等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ （以上、適用期限の定めなし） ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の延長 ○中小企業者等について、試験研究費が12%超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の延長 （以上、令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間））
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.0兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同：22.0兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。 《政策目的の根拠》 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕

		第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・ 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○経済財政運営と改革の基本方針2025〔令和7年6月13日閣議決定〕 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （中堅・中小企業による賃上げの後押し） 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 ～略～ （4）先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版 Ⅲ. 投資立国の実現 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1. 中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進 ～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。 V. 科学技術・イノベーション力の強化 1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点か
--	--	--

			ら、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。 ○産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～成長投資が導く2040年の産業構造～ [令和7年6月3日] Ⅳ. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策 (10) イノベーション・スタートアップ ③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】 (研究開発投資インセンティブの重点化・強化) ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。 ○産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～ [令和7年4月17日] 3. 政策の方向性と具体的施策 (1) 戦略技術領域の特定と一気通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化 有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一歩前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。 <具体的施策> ・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業
--	--	--	--

			が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・ 戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・ 企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等） ・ 中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・ 国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。 ＜具体的施策＞ ～略～ ・ 企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及
	②	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT政策） 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	③	租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○2021 年度～2025 年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にする。 （政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○2026 年度以降の目標 2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置の目標についても同計画を踏まえ設定する。 《成果指標》 国内研究開発投資の総額 《目標値》

		官民合わせた研究開発投資の総額を 2026 年度より 2030 年度までに約 120 兆円（5 年間）にする。（2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。） 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）																												
	④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究費の推移（兆円） <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度 ※</td><td>2025 年度 ※</td><td>合計</td><td>目標値 (2021 ~2025 年度)</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>- (23.4)</td><td>- (24.9)</td><td>62.5 (110.7)</td><td>120</td></tr></table> ※2024 年度は評価書作成時点（令和 7 年 8 月）では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025 年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023 年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。 企業の自己負担研究費（兆円） <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td><td>2025 年度</td></tr><tr><td>企業</td><td>15.7</td><td>17.0</td><td>18.0</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> [出典：2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）] ・本措置により、事業者は試験研究費の一定割合を税額から控除できるメリットを享受できるため、研究開発投資の維持・拡大やオープンイノベーションを促進するインセンティブとなる。 我が国全体の研究開発投資の大層を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 ・日本の研究開発税制に関する主な検証として、Kasahara et al.（2014））によれば、研究開発税制（総額型）が導入されなかった場合、2003 年度の日本全体の研究開発投資が 3.0～3.4% 低下していたとしている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 ※	2025 年度 ※	合計	目標値 (2021 ~2025 年度)	総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	企業	15.7	17.0	18.0	-	-
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 ※	2025 年度 ※	合計	目標値 (2021 ~2025 年度)																							
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120																							
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度																									
企業	15.7	17.0	18.0	-	-																									
10	有効性等	① 適用数	○適用件数実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <一般型>																											

			令和４年度 8,014 件（4,071 件） ※ 令和５年度 9,047 件（4,910 件） ※ 令和６年度 9,650 件（5,240 件）（見込み） 令和７年度 9,650 件（5,240 件）（見込み） <中小企業技術基盤強化税制> 令和４年度 5,636 件（5,624 件） 令和５年度 5,638 件（5,624 件） 令和６年度 6,016 件（6,000 件）（見込み） 令和７年度 6,016 件（6,000 件）（見込み） <オープンイノベーション型> 令和４年度 2,752 件（1,728 件） ※ 令和５年度 3,120 件（1,974 件） ※ 令和６年度 2,941 件（1,860 件）（見込み） 令和７年度 2,941 件（1,860 件）（見込み） ※ 令和３年度までの連結納税制度では、税務申告における適用額明細書は親法人のみ提出されていたが、令和４年度よりグループ通算制度が開始され、適用額明細書を通算親法人・通算子法人がそれぞれで提出することとされた。これに伴い、租税特別措置の適用実態調査においても、令和３年度までと令和４年度以降では適用件数の前提が異なり、令和４年度以降は適用件数が大幅に増加している。前回評価時（令和４年８月）は、令和３年度までの連結納税制度の適用実績を基に試算を行っているため、予測値と実績値に乖離が生じている。 ○将来推計 <令和８年度> ・一般型 9,650 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941 件／事業年度 <令和９年度> ・一般型 9,650 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941 件／事業年度 <令和１０年度> ・一般型 9,650 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941 件／事業年度 ○業種別適用件数（実績） 業種別に適用件数をみると、一般型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも以下のとおり幅広い業種の企業で適用されている。 ○令和５年度一般型適用件数
--	--	--	---

業種名	適用件数	(うち資本金 1 億円以下の法人 の適用件数)
総計	9,047	4,910
製造業	4,273	1,813
食料品	484	236
化学工業	594	178
金属製品	276	134
機械製造業	478	178
電気機械	443	171
輸送用機械	345	111
その他	1,653	805
卸売業	1,014	588
サービス業	1,760	1,249
その他	2,000	1,260

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和 5 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用件数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	5,638	5,624
製造業	3,412	3,410
食料品	312	311
化学工業	427	426
金属製品	406	406
機械製造業	462	462
電気機械	399	399
輸送用機械	141	141
その他	1,265	1,265
卸売業	845	839
サービス業	843	843
その他	538	532

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和 5 年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用件数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	3,120	1,974
製造業	1,245	656
食料品	147	86
化学工業	154	57
金属製品	73	50
機械製造業	120	61

			電気機械	159	74
			輸送用機械	109	39
			その他	483	289
			卸売業	367	258
			サービス業	775	603
			その他	733	457
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
		※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目によると、令和 5 年度の適用は 3 人（適用金額 21 百万円）となっている。近年の本措置の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。			
		【算定根拠】 ・令和 5 年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。 ・令和 6 年度、令和 7 年度 は、「令和 6 年度経産省アンケート調査」の集計結果を基に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。 ・令和 8 年度、令和 9 年度及び令和 10 年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 7 年度推計値と同数としている。			
②	適用額	【国税】 ○減収額実績 ＜一般型＞ 令和 4 年度 7,255 億円（422 億円） 令和 5 年度 8,994 億円（542 億円） 令和 6 年度 9,594 億円（581 億円）（見込み） 令和 7 年度 9,594 億円（581 億円）（見込み） ＜中小企業技術基盤強化税制＞ 令和 4 年度 241 億円（237 億円） 令和 5 年度 258 億円（250 億円） 令和 6 年度 275 億円（266 億円）（見込み） 令和 7 年度 275 億円（266 億円）（見込み） ＜オープンイノベーション型＞ 令和 4 年度 141 億円（12 億円） 令和 5 年度 226 億円（14 億円） 令和 6 年度 214 億円（13 億円）（見込み） 令和 7 年度 214 億円（13 億円）（見込み） ○将来推計 ＜令和 8 年度＞ ・一般型 9,594 億円			

		・ 中小企業技術基盤強化税制 275 億円 ・ オープンイノベーション型 214 億円 < 令和 9 年度 > ・ 一般型 9,594 億円 ・ 中小企業技術基盤強化税制 275 億円 ・ オープンイノベーション型 214 億円 < 令和 10 年度 > ・ 一般型 9,594 億円 ・ 中小企業技術基盤強化税制 275 億円 ・ オープンイノベーション型 214 億円 【地方税】 ○減収額実績 < 中小企業技術基盤強化税制 > 令和 5 年度 18 億円 令和 6 年度 18 億円 令和 7 年度 18 億円 < オープンイノベーション型 > 令和 5 年度 0.96 億円 令和 6 年度 0.84 億円 令和 7 年度 0.84 億円 （出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」） ○将来推計 < 令和 8 年度 > ・ 中小企業技術基盤強化税制 18 億円 ・ オープンイノベーション型 0.84 億円 < 令和 9 年度 > ・ 中小企業技術基盤強化税制 18 億円 ・ オープンイノベーション型 0.84 億円 < 令和 10 年度 > ・ 中小企業技術基盤強化税制 18 億円 ・ オープンイノベーション型 0.84 億円 ※国税における適用額の推計のうち、資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率（7.0%）を乗じた額により算出。 ○業種別適用実績 業種別の適用金額では、一般型は輸送用機械の割合が約 25.2%、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型では化学工業の割合がそれぞれ約 17.1%、約 48.3%と最も高くなっている。
--	--	---

○令和５年度一般型適用金額

(単位：百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金１億円以下の法人)
総計	899,445	54,237
製造業	733,767	27,933
食料品	22,648	1,467
化学工業	129,315	4,553
金属製品	6,997	922
機械製造業	66,151	2,906
電気機械	79,377	4,064
輸送用機械	226,360	1,970
その他	202,919	12,050
卸売業	56,083	9,500
サービス業	33,566	8,376
その他	76,029	8,427

(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)

○令和５年度中小企業技術基盤強化税制適用金額

(単位：百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金１億円以下の法人)
総計	25,762	25,021
製造業	18,653	18,207
食料品	1,511	1,507
化学工業	4,409	3,967
金属製品	1,655	1,655
機械製造業	2,635	2,635
電気機械	1,723	1,723
輸送用機械	759	759
その他	5,961	5,961
卸売業	3,476	3,187
サービス業	2,409	2,409
その他	1,224	1,218

(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)

○令和５年度オープンイノベーション型適用金額

(単位：百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金１億円以下の法人)
総計	22,645	1,379

			製造業	18,400	596
			食料品	366	35
			化学工業	10,931	312
			金属製品	40	26
			機械製造業	819	48
			電気機械	671	27
			輸送用機械	515	13
			その他	5,057	134
			卸売業	739	238
			サービス業	478	217
			その他	3,029	329
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
			※なお、総務省「科学技術研究調査」令和6年調査結果（令和5年度実績）によれば、民間研究開発投資額（18.0兆円）のうち、製造業の割合は86.6%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業（28.3%）」、「医薬品製造業（13.0%）」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業（7.3%）」、「化学工業（6.2%）」となっているほか、非製造業の割合は13.4%となっている。		

	③	減収額	【算定根拠】 ・令和5年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。 ・令和6年度、令和7年度は、「令和6年度経産省アンケート調査」の集計結果を基に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。 ・令和8年度、令和9年度及び令和10年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和7年度推計値と同数としている。
			【算定根拠】 適用額に同じ。

	④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 研究費の推移（兆円）																
			<table><tr><td></td><td>2021年度</td><td>2022年度</td><td>2023年度</td><td>2024年度※</td><td>2025年度※</td><td>合計</td><td>目標値 (2021～2025年度)</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>－ (23.3)</td><td>－ (24.7)</td><td>62.5 (110.4)</td><td>120</td></tr></table>		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)	総額	19.7	20.7	22.0	－ (23.3)	－ (24.7)	62.5 (110.4)	120
				2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)									
総額	19.7	20.7	22.0	－ (23.3)	－ (24.7)	62.5 (110.4)	120												

※2024 年度は評価書作成時点（令和 7 年 8 月）では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025 年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023 年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。

企業の自己負担研究費（兆円）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
企業	15.7	17.0	18.0	-	-

〔出典：2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）〕

○所期の目標の達成状況

官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）であり、達成には至っていない。

目標との乖離について、科学技術・イノベーション基本計画の進捗状況・レビュー（内閣府）によれば、研究開発投資のうち 7 割を占める企業の研究費の伸びが他の主要国と比べて小さく、改めて、企業の研究開発投資を促進するための方策を検討する必要性が挙げられている。また、我が国の研究力に関しては、研究の生産性、研究に充てる時間、研究人材の数等が課題・論点に挙げられている。

企業の研究開発投資額について、2023 年度の最新の実績では、前年比で約 1.0 兆円増加し、過去 20 年間で最高となったが、更に増加させていくことが必要な状況。研究開発税制は国内外の研究において企業の研究開発投資額に対する正の効果が認められており、所要の重点化等を図った上で、引き続き、実施していく必要がある。

○達成目標の変更理由

所期の達成目標として引用している第 6 期科学技術・イノベーション基本計画は 2025 年度で終期となるが、2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められている。本措置の目標についても新たな計画を踏まえ、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で達成目標を設定する。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

・令和 5 年度に総務省行政評価局が行った租特の効果検証に関する調査研究において、本措置の特徴として、直接的な因果メカニ

		ズムを前提に分析を行っても実態に即した効果が把握できないことに留意が必要等の指摘がなされている。学識経験者の見解としても、エビデンスレベルの高い適用群と非適用群の比較検証は困難との見解が示されている。 このため、研究開発に係る企業内部での意思決定過程において本措置がどのように機能しているかを明らかにするため、定性分析として、企業のCTO等に対するヒアリング調査により、直接的効果を把握した。 ○研究開発税制が企業の研究開発投資の意思決定に与える影響（定性分析） ・研究開発税制の恩恵は大きい。税制の適用状況を含め役員等に報告している。事業戦略の中でも検討されている。 ・研究開発税制の適用金額をまとめて幹部に説明している。本税制により営業キャッシュフローの改善に繋がっている。研究開発税制が研究投資額を増加するインセンティブになっている。 ・研究開発税制の一般型を適用しており、それが前提となり研究開発投資をしている。研究開発投資の規模拡大には寄与していると思う。 ・景気が悪化した際に縮小の抑制になる、税制が下支えになる機能は過去あったと思う。 ・研究開発費がP/Lに計上される以上は業績の影響をどうしても受け、企業の研究開発部門は投資対効果を示すことが強く求められる現状がある。このような中で、研究開発税制は企業の研究開発投資マインドを後押しする非常に有効な施策であることは間違いない。企業が持続的なイノベーション活動を展開する上で、研究開発税制の長期的な維持と安定性の確保が必要。 ・新規の事業に取り組むかどうかなど悩んだ際に、費用の面で背中を押し てくれる制度として、ありがたいと思っている。 ・研究費の内容は約半分が人件費。研究開発費を増やしたいし、特に博士人材を採用したいと思うが、人件費の要素が大きく増やすことにはためらいもあるため、研究開発税制はありがたい。 ・研究開発税制が縮減されれば、P/Lへの影響を考慮し、リスクが相対的に高い研究開発、例えば、基盤的な研究開発や中長期を見据えた研究開発の縮減検討をせざるを得ない。日本全体の研究開発力にボディーブローのような影響が出てくる可能性。 ・ステークホルダーに対し、なぜ日本で研究開発を実施するのかの説明を求められる。研究開発税制による効果も加味した投資対効果によって採算等を説明している。現状、日本で研究開発を実施し、マザー工場を立ち上げ、必要に応じ海外も含め生産機能を展開しているが、日本での研究開発の投資対効果が悪くなれば、程度にもよるが、中小企業含むサプライヤーとのすり合わせに強みのある日本以外での研究を求められる可能性も考慮せざるを得ない。 ・日本以外の国・地域から研究開発拠点の立地誘致が来る。営
--	--	---

		業利益が赤字でも研究開発税制によって採算がトントン程度になる国等、人件費の半額程度を賄ってくれる国等もある。 ○アンケート調査 ・アンケート調査において、本措置が研究開発投資の維持・拡大の後押しになっているか等を調査したところ、研究開発税制の適用を受けた回答企業のうち、一般型は約 74%（168 社）、オープンイノベーション型では約 74 %（60 社）が、自社の研究開発投資の維持・拡大に対して、本措置が大いに後押しとなっている又は後押しとなっていると回答している。 ・また、研究開発税制がどのような行動の後押しをしているかについての設問では、売上高増加に合わせて研究開発を増加させる後押しになっているとの回答が 15%（35 社）、社内での研究開発予算確保の後押しになっているとの回答が 16%（37 社）、研究開発費の減少幅を抑制する後押しになっているとの回答が 9%（22 社）、となっている。その他の回答としても、新たな研究開発分野に取り組む際の後押しになっているとの回答が 59%（139 社）、基礎的・長期的な研究開発分野に取り組む際の後押しになっているとの回答が 57%（134 社）、研究人材確保の後押しとなっているとの回答が 22%（52 社）となっている（複数回答可）。本措置が直接的に研究開発投資の維持・拡大の契機となっていることを確認している。 ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 ・本措置の分析にあたっては、上述のとおり、エビデンスレベルの高い租特適用群と非適用群を創出した統計的手法による分析には限界があることから、ヒアリング調査及びアンケート調査により、本措置による企業活動の変化の有無を把握している。 ・いずれも本措置の効果のみを対象として調査を行っており、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた本措置のみによる直接的効果が把握されている。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 令和 7 年度経産省アンケート調査 （有価証券報告書等で研究開発費を開示している上場企業 2,500 社に対してアンケートを実施（令和 7 年 8 月 14 日時点） 《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
⑤	⑤ 税収減を是認する理由等	企業が行う研究開発投資は、将来の経済成長の礎となるものであり、その成果は広く経済全体に恩恵を及ぼすものである一方で、成果が生まれるか分からない、成果が生まれるまで時間を要するといったリスクの高いもの。また、仮に成果を生んだとしても、競合他社に真似をされ、ただ乗りされてしまう可能性もあり、企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）を持つなどの公共財的な性質を有するもので

			ある。 科学技術・イノベーション基本法第 20 条においては、「国は、我が国の科学技術活動及びイノベーションの創出に係る活動において民間事業者が果たす役割の重要性に鑑み、民間事業者の自主的な努力を助長することによりその研究開発及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出を促進するよう、必要な施策を講ずるものとする」とされており、国は、大企業も含む民間事業者の果たす重要性に鑑み、必要な施策を講ずる必要がある。なお、多くの国が、研究開発税制のような制度により、大企業・中小企業にかかわらず、企業の研究開発投資への税制措置を行っているが、OECD は、税制を活用し、企業が研究開発に投資するための財政的インセンティブを提供していることについて、「先端的な知識やその応用への追加的投資は外部波及効果や高い不確実性を伴うため、企業自身が得られる利益を超える恩恵をもたらす可能性があり、それが税の恩典の正当化につながる。」と報告している。 なお、研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、2003 年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が 3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 ・研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 ・しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 円）とは乖離がある状況（第 1 回 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会（令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で延長をすることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	一般に、研究開発投資を促す政策的な手段としては、税制に加えて、規制緩和、補助金等の予算事業による支援が考えられるため、これらの政策ツールとの税制の役割の違いについて述べる。

		規制緩和については、規制を理由に現在生まれていない市場を生み出す、または、これまで制限されていた市場を拡大するという効果が期待されるものである。しかし、これらの効果は、主に規制の強い産業領域において有効であり、規制緩和が行われた領域の周辺で影響を及ぼす。そのため、あらゆる分野のイノベーションが期待できる訳ではない。 研究開発段階においては、これまで、基本的に、予算措置では重要分野を相対的に高いインセンティブで支援し、研究開発税制では分野を問わず民間の創意工夫を促すようなインセンティブで後押しを行ってきた。しかし、イノベーションがどのような領域の組み合わせによって生まれるかを事前に予測することは困難であること、研究開発は長期間継続して行うことによって、はじめて成果が生まれるケースも多々あることから、民間企業の自由な発想にもとづく、研究開発を支援することも必要である。その意味で、研究開発税制は、研究開発テーマについて、特定のものに限定しておらず、市場原理、民間の創意工夫に基づいて、研究開発投資額を増やした領域に対してのインセンティブが生まれる仕組みとなっている。 実際、OECD (Appelt, S. et al. (2016)) においても、研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場原理に基づく措置であるとされており、上記の考え方とも一致する。 一方で、「科学とビジネスの近接化」の時代に入り、各国は戦略的に重要な技術領域を選定し、政策リソースを重点投下しており、我が国においても、国家として重要な技術分野を特定し、政策リソースを重点投下し、研究開発を含めた一気通貫支援を講じていくことも必要となっている。 研究開発税制に、既存の一般型等とは別に、戦略技術領域を対象とする新類型を創設し、高控除率・別枠控除上限といったインセンティブ性を高めることにより、①新規参入・異業種参入・汎用技術適用も含め、戦略技術領域への民間の研究開発投資を誘発し、重点投資を加速、②予見可能性を確保しつつ、戦略技術領域における民間企業による機動的な創意工夫の引出し、③黒字化・利益増大努力のインセンティブ、といった効果が期待できる。
③	地方公共団体が協力する相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。

12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和4年8月